

5．資金の貸付その他信用供与の円滑化のための方策

5. 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

・基本的な取組み姿勢

(1) 貸出運営の基本的な考え方

当行は、信用リスクの高い先などを除いた中堅中小企業向け貸出、個人ローンを増強すべき資産として定め、下記「表1」の通り10年度～14年度までの5年間で中堅中小企業向け貸出1兆3,000億円、個人ローン1兆円の増加計画を設定し、これを推進している。この計画を推進し、貸出資産の構造改善を進め、取引基盤の強化と収益力の向上を図っていく考えである。

< 表1：国内貸出基本計画 > (単位：億円)

	9年度比14年度増加額
中堅中小企業	13,000
個人	10,000
大企業	7,000
信用リスクの高い先など	13,600

* 平残計画

(2) 貸出の現状

10年9月末の中小企業向け貸出は、下記「図表10-1」の通り、景気低迷の影響により、実勢ベースで、10年3月末比では、2,164億円(-)の減少となったが、これは、信用リスクの高い先などが大半を占めている。

一方、増強すべき中堅中小企業向け貸出は、次頁「表2」の通り、10年3月末比451億円の減少となったが、年間では末残ベースで583億円の増加、平残ベースで1,518億円の増加となった。また、10年9月末の個人向け貸出は次頁の「図表10-2」の通り、住宅着工件数の減少にかかわらず、住宅ローン中心に10年3月末比では、583億円(-)の増加となった。

図表10-1 貸出金の推移

(実勢ベース<次頁 図表10-3の増減要因を除く>)

(億円)

		10/3月末 実績 (A)	10/9月末 実績 (B)+(F)	未平比率	11/3月末 見込み (C)+(G)	12/3月末 計画 (D)+(G)+(H)
国内貸出	インパクトローンを含むベース	183,244	186,517	/	186,281	187,361
	インパクトローンを除くベース	167,167	171,005		170,769	171,849
中小企業向け(注1)	インパクトローンを含むベース	89,499	87,335		88,396	90,065
	インパクトローンを除くベース	83,527	81,771		82,832	84,501

(注1) 中小企業とは、資本金1億円(但し、卸売業は30百万円、小売業、飲食業、サービス業は10百万円)以下の会社
または常用する従業員が300人(但し、卸売業は100人、小売業、飲食業、サービス業は50人以下)の会社。

(注2) 当該期の期末レートで換算すること。

< 表 2 : 増強すべき中堅中小企業貸出増減 > (単位: 億円)

	10 / 上期	
	前期比	年間増加額
中堅中小企業(未残)	-451	583
中堅中小企業(平残)	-405	1,518

*未残、平残ともインパクトローンを含むヘーシの増減額。未残は特殊要因を考慮した実勢ヘーシ

(図表 10-2) 貸出金の推移
(残高)

(億円)

		10/3月末	10/9月末	未平比率	11/3月末	12/3月末
		実績 (A)	実績 (B)		見込み (C)	計画 (D)
国内貸出	インパクトローンを含むヘーシ	183,244	184,978	99.6%	175,599	175,479
	インパクトローンを除くヘーシ	167,167	169,466	99.8%	160,087	159,967
中小企業向け(注1)	インパクトローンを含むヘーシ	89,499	85,828	97.4%	81,329	82,432
	インパクトローンを除くヘーシ	83,527	80,264	97.0%	75,765	76,868
うち保証協会保証付貸出		9,556	8,917	99.3%	9,917	10,417
個人向け		28,778	29,361	101.7%	30,398	33,318
うち住宅ローン		19,310	20,491	104.1%	21,528	24,448
その他		65,052	69,972	101.6%	64,055	59,912
海外貸出(注2)		19,858	19,400	100.2%	18,436	17,354
合計		203,102	204,378	99.7%	194,035	192,833

*国内貸出は国内店勘定(オフショア除き)+ユーロ円インパクトローン-現地貸付円借款。
国内店勘定の現地貸付円借款は海外貸出に含む。

(図表 10-3 不良債権処理等に係る残高増減)

(億円()内はうち中小企業向け)

	9年度中 実績 (E)	10/上期中 実績 (F)	10年度中 見込み (G)	11年度中 計画 (H)
貸出金償却	859(784)	800(647)	1,300(1,052)	700(566)
CCPC向け債権売却損(第1方式)	162(141)	0	600(498)	0
債権流動化(注3)	-345(616)	119(279)	-18(279)	500(0)
会計上の変更(注4)	0	0	3,700(2,707)	0
協定銀行等への資産売却額(注5)	0	0	0	0
その他不良債権処理関連	906(629)	620(581)	5,100(2,531)	0
計	1,582(2,170)	1,539(1,507)	10,682(7,067)	1,200(566)

(注3)一般債権流動化のほか、債権の証券化を含む。

(注4)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等。

(注5)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。

<一般債権流動化への取り組み>

- ・当行は一般債権流動化については、主にローンパーティシペーション、信託方式により行っており、11/3月末の残高2,000億円程度を見込み、積極的な取り組みを推進している。
- ・債権流動化は、ポートフォリオ管理の観点から極めて重要な金融手法であるとともに、これによるリスクアセット削減効果、流動性リスク低減効果を通じ、金融円滑化に資する有効な手段としてとらえている。
- ・また、住宅ローン債権をはじめとした貸付債権についての証券化スキーム等、新スキームの検討を行い、投資家レートの拡大等により対応力を強化していく方針。
- ・また、当行関連会社の有する債権の流動化への取り組みについても、グループ機能を活用した積極的な取り組みを行っている。

<不良債権流動化への取り組み>

- ・当行は、不良債権処理の一つとして、不良債権流動化を積極的に推進している。
- ・具体的には、主に共同債権買取機構への買い取り持ち込み、バルクセールを実施しており、10年度については、買い取り持ち込みとバルクセールにより3,500億円程度の流動化を実施する予定。

(3)今後の貸出計画

当行は、不良債権の回収、債権流動化の積み増し、大企業向け貸出の直接調達へのシフト等によりリスクアセット枠を捻出する一方、中堅中小企業、個人等一般貸出先の資金需要に積極的に応えていくという基本的な考え方のもと貸出運営を行っていく。

11年3月末残計画、12年3月末残計画において、可能な限りの努力により計画を貫徹し、金融の円滑化に寄与していく考えである。

11年3月末残計画

11年3月末残計画は、10年度上期の足許動向を踏まえ、可能な限りの努力要因を加えた設定としている。即ち、増強すべき中堅中小企業向け貸出は、下記「表3」の通り、未残ベースで前期末比1,959億円増加、年間増加額では1,508億円の増加計画としている。

12年3月末残計画

12年3月末残計画は、ダイナミックな構造改善を図る計画設定とし、下記「表3」の通り、中堅中小企業向け貸出は、年間増加額で3,300億円の計画としている。

<表3：増強すべき中堅中小企業貸出増減> (単位：億円)

	10/下期		11年度
	前期比	年間増加額	年間増加額
中堅中小企業（未残）	1,959	1,508	3,300
中堅中小企業（平残）	1,840	1,435	3,300

*未残、平残ともインパクト・ローンを含むベースの増減額。未残は特殊要因を考慮した実勢ベース

(4)具体的な方策

信用保証協会保証付貸出の活用

「金融取引安定化特別保証制度」の取扱いが開始されたが、当行としても同制度の趣旨を十分理解し、積極的に取り組んでいる。

<具体的施策>

ア．保証申し込み可能先をリストアップし、全営業店に還元

イ．上記対象先に対してDMを実施

ウ．「マル保特別ファンド」の設定、見直し、適用レートの優遇措置等実施

ニューフロンティア企業サポートシステムの活用

外部専門家集団による技術・商品評価を審査体系に組み入れ、その独自性・発展性の高い企業には担保の有無にかかわらず融資・出資を行う制度を導入・推進している。

投入枠も通常の貸出予算とは別枠対応とし、より機動的な運営に努めているが、折からの不況で昨今の相談・申し込み件数が減少していることを踏まえ、以下のポイントについて事前検討を行っている。

ア．公益信託等を活用したベンチャー企業向け助成金制度の創設

イ．新聞広告を利用した情宣活動の積極化

リテール融資センターの設立

スモールビジネスの高コストによる非効率性を是正し、リテール顧客の融資ニーズに迅速かつ的確に対応するため、オートスコアリングシステムを開発。オートスコアリング融資先及び保証付融資先について営業店から分離し、業務や資源配分の効率化を図るべくリテール融資センターを設立予定（平成10年度下期）。これにより、ローコスト化、与信リスクの低減、顧客利便性の向上を実現させるものである。

融資に強い人材の育成

取引先の多様な調達ニーズを把握し、円滑に融資・ファイナンスに結びつけ、ひいてはCSの向上を目指す目的で、融資に強い人材の育成に取り組んでいる。従来の階層別、業務別融資関連研修に加え、個々人の融資能力「弱点強化プログラム」の運用も実施導入したところである。

6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

6．株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

(1)消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

- ・今回の調達6,000億円については、当行の今後の利益計画等を勘案し、4年間据置後、平成15年度から平成20年度までの6年間の返済(消却)計画としている。
(平成15年度から平成19年度まで毎年600億円返済(消却)し、最終年度(平成20年度)に3,000億円返済(消却)する計画)
- ・利益計画では、業務純益が順調に推移し、また、平成10年度に多額の不良債権処理を行うことから、11年度より増益基調に転じ、13年度には1,000億円程度の当期利益を確保可能と見込んでいる。従って、平成13年度からの返済(消却)が可能と想定される。
(11年度、12年度は、この2年間で有価証券含み損の処理を行うため、当期利益は400億円台で推移するものと想定。)
- ・一方、自己資本の充実の観点から当面(4年程度)は返済を実施せず、この間は内部留保の充実を着実に図っていきたいと考える。
- ・また、当行が平成8年4月に発行した第1回優先株式の普通株式への転換が平成13年から平成16年にかけて発生しうることからも、この間は本件の返済を抑え、内部留保の充実による株価の回復を期待したいと考える。
- ・なお、将来の返済(消却)原資をより確実なものとするため、株式消却積立金を13年度より毎期利益処分により積み立てることを検討していく。
- ・12年度以降、2,000億円レベルから年間150~200億円程度の増益基調で業務純益を想定。また、13年度以降、不良債権処理及び年金債務処理を合わせて500億円程度を想定している。この結果、13年度以降、経常利益は1,600億円レベルからの増益基調、また当期利益は1,000億円レベルからの増益基調を想定している。
- ・従って、返済(消却)原資は充分であり、15年度以降、年間600億円程度の返済(消却)は、実行可能であると想定している。
- ・また、普通株式への転換の可能性も想定しているが、転換が全く進まなかった場合でも、最終年度3,000億円の返済は内部留保の状況及び期間損益からみて十分可能。
- ・なお、昨年3月に調達した公的資金による永久劣後ローンについては、15年3月に借り換えによる期限前返済を計画している。

(2) 収益見通し

イ. 今後5年間の収益計画とその主要前提条件が変化した場合の変動見通し

(図表11)収益見通し

(億円)

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
基準シナリオ(A)	1,700	1,740	2,020	2,180	2,300

(金利・為替・株価)

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
国内金利	0.63%	0.63%	0.63%	0.63%	0.63%
為替相場	115.00円	115.00円	115.00円	115.00円	115.00円
期末株価	13,500円	13,500円	13,500円	13,500円	13,500円

・アジア向け輸出の低迷、設備投資の減少などから内外需とも低迷し、当面、景気後退が続く。経済対策の効果等から短期的には景況感が持ち直すが、構造改革の遅れ等から中長期的な期待成長率の高まりに相当な時間がかかる。

基準シナリオに対する変動見通し

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
楽観的シナリオ(B)	1,700	2,000	2,300	2,600	3,000
変化額(B)-(A)	0	260	280	420	700
悲観的シナリオ(C)	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
変化額(C)-(A)	0	-40	-320	-480	-600

< 楽観的シナリオ >

経済対策の効果に加え、金融不安も徐々に解消に向かい、景況感は持ち直す。景気の回復に加え、構造改革も徐々に浸透し、中長期的な期待成長率は次第に上昇。
基準シナリオ対比、国内を中心に収益の順調な増加を見込む。

< 悲観的シナリオ >

経済対策の効果はある程度期待できるものの、金融不安は解消せず、实体经济への悪影響が続く。アジア経済の回復の遅れやアメリカ経済の景気後退等から外需の伸び悩みが続く一方、構造改革の遅れから内需も低迷が続く、景気の低迷が長期化。
基準シナリオ対比、収益の伸び悩みを見込む。

ロ．リスク調整後の部門別収益率の見通し

10年度下期計画

(億円)

	全行	支店営業	ホールセール	投資銀行	企画・管理
粗利益	1,997	1,101	320	299	277
経費	1,254	778	91	119	266
業務純益(純損益)	743	323	229	180	11

<カンパニー別業務運営方針>

(イ) 支店営業カンパニー

- ・リスク調整後収益率の高い部門であり、コアカスタマーである中堅中小企業、個人向け貸出の増強を図る。
- ・信用格付けをベースとした標準ROA、標準スプレッドに基づく厳正なプライシング運営を行い、資産効率の一層の改善を図っていくとともに、徹底した経費削減に努め、リスク調整後収益の積み上げに取り組む。

(ロ) ホールセールカンパニー

- ・リスク調整後収益率が低い部門であり、標準ROA、標準スプレッドの適正な運営に取り組む。また、個社毎の対応方針を明確にしつつ、低採算資産の圧縮による資産効率の改善とリスク高い資産の管理強化等により、リスク調整後収益の向上に取り組んでいく。

(ハ) 投資銀行カンパニー

- ・非日系企業を中心に低採算資産の圧縮に取り組む。日系取引については、採算性、競争力などを踏まえた選別的な対応としていく。

10年度下期計画

- ・下表のように10年度下期より各カンパニーにリスク資本を配分しており、リスク調整後収益及びEVAといった新しい経営管理指標による管理を試行中。

(億円)

	全行	支店営業	ホールセール	投資銀行	企画・管理
業務純益(純損益)	743	323	229	180	11
引当コスト(繰入)	350	147	203		
リスク調整後収益	393	176	26	180	11
引当コスト(戻入)	350	147	203	0	0
カンパニー利益	743	323	229	180	11
資本コスト	743	132	449	90	72
EVA	0	191	-220	90	-61
リスク調整後収益率	6.6%	16.8%	0.7%	25.1%	1.9%
資本利益率	12.6%	30.7%	6.4%	25.1%	1.9%
リスク資本	11,820	2,101	7,137	1,433	1,149

7 . 財務内容の健全性及び業務の健全かつ 適切な運営の確保のための方策

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 各種リスク管理の状況

< 当行のリスク管理体制 >

リスク管理専門セクションの設置

平成10月5月、市場リスク、信用リスクの統合管理について全行的な視点からモニタリングし、経営宛報告を行うとともに将来的には事務リスク等その他の経営諸リスクまで一元的に管理することを展望したリスク管理セクションとしてリスク統括部を新設した。

適切な職責の分離

与信審査と資産監査、市場業務におけるフロント・ミドル・バックを明確に分離し、適切な職責の分離を行い、各部門間で相互牽制が働く体制となっている。

リスク統括部によるリスク把握・管理

リスク統括部は、「リスク統括委員会」(注)の推進事務局として関係各部を統括するほか、日次、月次及び随時(緊急時等)において経営に対し直接リスクに関する情報の報告を行い、その対応について関係各部と協力しながら、実践していく役割を担っている。

(注) リスク統括委員会

- ・カンパニー制導入を機に市場リスクと信用リスクの統合など全行リスク統括機能強化のため設置。
- ・以下の事項について審議・フォローし、経営に答申するとともに実施状況を報告する。
 - 1) 金利・相場の予測とシナリオの設定
 - 2) マーケットリスク・信用リスク統合管理基本方針
 - 3) 信用リスク管理基本方針
 - 4) 流動性リスク管理基本方針

経営陣によるリスク把握・管理

全行収益及びリスクの状況は、月次で報告される執行役員会に報告され、経営全体で当行のリスクを広く認識、管理する体制としている。

包括的な内部検査の実施及び経営陣への直接報告

検査部に豊富な業務知識・経験を有する職員を配置し、包括的な内部検査を実施している。検査結果については検査部より直接経営に報告する体制となっている。

全行ベースでのリスク管理

リスク統括部は、当行本体、現地法人を含む全行のマーケットリスクに関するV A R、ポジション、ベイスポイントバリュー及び損益状況を日次把握し、経営宛報告を行っている。

(図表12)リスク管理の状況

	リスク管理部署	現在の管理体制	過去1年間にみられた改善を要する事例の件数および概要
信用リスク	融資企画部	<ul style="list-style-type: none"> 個別信用リスク管理の厳正化、信用格付制度・信用リスク計量によるポートフォリオ全体の管理体制高度化推進及び厳正な資産自己査定を実施。 一定以上の大口・異例案件については、頭取を主催者とする「投融資協議会」において決裁。 「経営会議」において大口与信先及び問題先に対する取引先方針の見直しを実施。 信用格付ごとの残高、全行信用リスク量は月次で「経営会議」「執行役員会」に報告。 	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> クレジットポリシーの改訂 計量化に基づいたポートフォリオ管理の導入 信用リスクの計量化に基づく信用リスクミットの設定。
カントリーリスク	国際融資部	<ul style="list-style-type: none"> 当行独自の情報及び外部格付機関の情報双方を踏まえて各国について定量的・定性的な分析を行い、国家格付を決定。その国家格付と各国のGDPに基つて定率を当行自己資本に乗じて各国向け与信上限値を算出し、上限値の範囲内でカントリーリミットを設定(平成10年10月に管理方式を改定したもの)国家格付・上限値・カントリーリミットは定期的な見直しを実施している。 	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成10年10月に改定したカントリーリミット管理方式の定着。
金利リスク マーケットリスク	リスク統括部	<ul style="list-style-type: none"> 市場リスクを経営体力の範囲内に抑えるため、毎期経営会議決裁により当行グループ全体で保有できるリスクリミットを定め、各部署に配分。 フロント部署は配分されたリスクリミットの範囲内で操作を行うが、損失が拡大した場合にはリスク統括部が定める損切りルールに従い、リスクの縮小及び操作方針の見直しを実施。 リスク統括部は当行本体・現地法人を含む全行のVaR、ポジション、ベイスポイント/バリューおよび損益状況を日次把握し、経営宛報告。 	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク・収益一体管理の推進による資源配分の一層の適正化。 信用リスク・マーケットリスクの統合管理の導入による経営効率の上昇。
流動性リスク	<円貨> ALM部 <外貨> 資金証券為替部	<ul style="list-style-type: none"> リスク統括部を中心に所管部が関係各部署と連携して対応。 リスク統括部は円・外貨合せた流動性全体の状況についてモニタリングするとともに緊急時には関係各部署と連携して対応方針を策定。また、「リスク統括委員会」において定期的に流動性リスクの状況を報告。 	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場環境の変化に伴うリスクナリオ及びリスクナリオへの対応方針の見直し
オペレーショナル リスク	事務企画部 検査部	<ul style="list-style-type: none"> 指導管理センターの新設や、スコアリングシステム導入による内部検査機能の強化及び規定、通達の抜本的な見直しを実行中。 海外支店では外部監査人による業務監査体制を導入済みであり、また主要拠点には検査部所属のインターナルオーデーター及び邦人検査部員を配置。 	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続電子化による事務手続の再構築。

	リスク管理部署	現在の管理体制	過去1年間にみられた改善を要する事例の件数および概要
EDPリスク	システム部	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発・運用の業務運営管理状況は検査部が部門別検査を、各システムの機能(安全性・機密性・信頼性)についてはシステム監査室がシステム監査をそれぞれ行い、EDPリスクの把握と改善・極小化を推進中。 また、部門別検査の結果は逐次、システム監査結果は半期毎に経営に報告している。 ・システム部門のセキュリティポリシーである「機密情報保護基準」を制定し、外部委託先も含めシステム部門で適用している。 ・各種災害や障害に備え、勘定系についてはリアルタイム方式によるオフサイトバックアップ及びホットスタンバイ方式によるオンサイトバックアップを実施しているほか、重要な機器については二重化を行っている。また、オンライン障害に備えた訓練を毎年実施している。 	1 ・西暦2000年問題への対応推進。
法務リスク レピュテーションリスク	法務部 企画部 お客様サービス部	<ul style="list-style-type: none"> ・経営会議・取締役会・投融資協議会案件の法務部による事前チェック。 ・「規範遵守委員会」の活動を通じた銀行全体のコンプライアンスを強化。 ・行内各種通達や営業店業進の法務部による法令遵守状況チェック。 ・営業店、本部への法務アドバイスを通じた法務リスク発生の未然防止。 ・渉外担当者の心構え、基礎知識、業進手法ごとのチェックポイントなどを盛り込んだマニュアルを全渉外担当者に配布し、規範遵守の徹底を図っている。 ・店頭対応の事故事例などを全店に還元し、情報を共有し、トラブルの未然防止に活用している。 ・顧客の声を集める仕組み(店頭備え付けはがき等)と顧客満足度調査(モニター調査等)を実施するなどCS向上の体系を確立している。 ・10年9月、「東海銀行倫理憲章・行動規範」を制定し、更なる規範遵守組織風土醸成を図っている。 	1 ・デリバティブ等新種金融業務分野における法務対応力の強化。

(2) 資産運用に係る決裁権限の状況

イ．貸出・先物リスク取引の決裁体系

信用格付(全12段階で設定、詳細後述)を軸とした決裁権限体系としている。具体的には、高格付(低リスク)先への権限を拡大する一方で、低格付(高リスク)先に対しては権限を抑え重点対応する体系である。

なお、貸出取引と先物リスク取引を合算した体系としている。

(イ)本部決裁権限

総与信額区分規制ならびに増加額区分規制に従い決裁権限を規定。

- ・総与信額区分規制 ... 当該申請後の1取引先の総与信額を基準として、信用格付ごとに決裁者を規定。
- ・増加額区分規制 ... 当該申請による与信の増加額(または新規与信額)により、総与信額区分対応決裁者の決裁できる範囲を制限。

(ロ)営業店の店長専決権限についても本部決裁権限に準じた、信用格付を軸とした体系となっている。

ロ．有価証券(公共債・普通社債を除く)の応募・売買の決裁体系

有価証券の取得および売却の決裁権限は、当該申請における1件あたりの取得額および売却額を基準として、決裁者を規定。

注)取得額および売却額について、取得の場合は時価額、売却の場合は簿価額、投資額、時価額のうち最も大きい額。

ハ．保全基準ガイドライン

取引先の信用力に応じて保全水準を定めており、その適用については、債務者の状況を考慮した運営を図っている。

ニ．与信リミット(平成11年4月1日適用開始)

特定の取引先・取引先グループ、特定の地域や業種へ与信が集中することにより、当行の経営体力に比して過大な損失が発生する事態を回避するため、与信リミット制度を設ける。

(3)行内企業格付け、ローングレーディングによる管理の状況

イ. 格付制度

(イ) 格付ランク体系 (Moody'sは大凡の対応関係)

格付ランク	定 義	Moody's
1 優良 A	極めて優良な企業で信用面で最高水準にある先	Aaa
2 優良 B	優良な企業で信用面で懸念ないと判断される先	Aa
3 優良 C	信用力が高く、信用リスクが極めて低い先	A
4 良好	信用状況良好で信用リスクが少ない先	Baa1/2
5 平均比良	信用面でリスクが比較的少ない先	Baa3
6 平均	信用力が高くはないものの信用面で問題のない先	Ba1/2
7 平均比劣	平均比劣るものの当面信用面での不安のない先	Ba3
8 要注意懸念	信用面に軽微または一時的に不安な面がある先	B1/2
9 要注意 A	業況、財務内容、その他信用面に問題のある先	B3
10 要注意 B	1ヶ月以上の延滞先または実質延滞先	
11 破綻懸念	破綻懸念先	
12A 実質破綻	実質破綻先	
12B 破綻	破綻先	

- ・格付のランクは全12段階となっており、上位9段階が非デフォルト先、下位3段階がデフォルト先（格付10の定義は1ヶ月以上の延滞先、または金利減免・棚上先、返済条件緩和先などの実質延滞先）

(ロ) 格付対象

以下の先を除き全ての与信先が格付対象

- ・日本国内の公共関連先（但し、第三セクターは格付対象）
- ・信用保証協会保証など、保証付貸出のみの先（保証会社格付を参照する）
- ・L/C付BB（信用状付輸出手形買取）のみの先、担手のみの先等

(ハ) 格付手法（定量と定性）

- ・国内では財務内容による定量評価を中心としており、定性評価は親会社支援の評価によるランク数修正等に限定している。親会社支援の評価についても、事実に基づいたスコアリング評価を採用し客観性の維持に努めている。
- ・財務内容の定量評価に際しては、償却不足や含み損益を勘案し定量値を再算出しているほか金融機関やノンバンクについては、問題債権の実態を極力推定し、定量値に反映するようにしている。
- ・海外店用格付モデルでは、定量・定性両面から評価するモデルを採用している。

(二) 運用制度

a. 格付担当部署

- ・取引先の格付は、営業店長専決先は支店長が決裁し、本部申請先は支店の格付協議に基づき審査担当部署が決裁する。
- ・金融機関（銀行、証券、生損保）は、融資企画部事業調査室の分析に基づき審査所管部署である融資部が格付する。
- ・格付の妥当性は、融資企画部資産監査室が年2回の自己査定時及び年1回の臨店監査時に監査し、不適切であれば見直しまたは変更を指示する。

b. 格付の設定と見直し

- ・新規先は与信取上協議と同時に格付する。
- ・既取引先は決算の更新に伴い、決算日から原則5ヶ月以内に格付の見直し協議を実施する（期中であっても、業況の変化等に対応し、臨時見直しを実施）。

ロ. 信用リスク計量化

(イ) 信用リスク評価モデル

- ・与信額の大半を占める一般事業法人については、当行取引先の倒産先・正常先の財務データに基づき統計的倒産判別モデルを構築し、正常先のランク付け（但し、格付3～9のレンジ）に使用している。
- ・格付1・2はS & PからAAA・AAを取得している先などに例外的に付与。

(ロ) デフォルト率の推定

- ・民間信用調査会社の評点別倒産率統計と当行取引先の当該民間信用調査会社による評点を使用して、当行格付の単年度格付遷移行列を推定。
- ・1年以内に格付 から格付10、11、12へ降格する確率をもって、格付 のデフォルト率とする。
- ・格付制度導入後1年間の格付遷移実績では、デフォルト率は当初想定値より小さい結果となっている。

(ハ) デフォルト時回収ロス率の推定

- ・現時点では、前回大蔵省検査・自己査定分類債権の分類区分毎（ ）の損失実績データをもとに、デフォルト債権の損失率を推定している。

(二) 相関係数

- ・業種別、格付別の内部相関、外部相関のほか、企業グループ内の相関係数を設定している。
- ・業種別、格付別の相関係数推定については、現状は民間信用調査会社の倒産統計を使用している。

(ホ) リスク計量の内容

・算出する計量値

期待損失...「平均的に発生すると考えられる貸倒損失の水準」

最大損失...「統計的手法により算出された1%の確率で発生する最大予想貸倒損失」

リスク資本...「最大損失」 - 「期待損失」

R A R O C (R i s k A d j u s t e d R e t u r n O n C a p i t a l)

...「リスク調整後収益(貸出スプレッド収益 - 経費コスト - 期待損失)」 ÷ 「リスク資本」

・計量方法

- ・ 10,000回のシミュレーションを月次で実施し、全行ポートフォリオの最大損失額を測定。

八. ポートフォリオ管理

(イ) セグメンテーション

- ・カンパニー別
- ・格付別
- ・業種別
- ・地域別
- ・取引先別(グループ・単体とも)

(ロ) 管理手法

・モニタリング

期待損失 最大損失 リスク資本 R A R O C について10年4月より月次でモニタリング中。

・リスク総量コントロール

リスク上限としての経済資本を半期毎に各カンパニーに予算配分。10年度下期より試行、11年度より本格実施。

・リスク・リターンの改善

- ・ R A R O C を尺度とした採算改善を行っていく。
- ・ 対顧プライシング基準は既に格付毎に設定されており、期待損失を反映させているが、R A R O C とのリンクを強化するため、使用リスク資本に対する必要リターンを反映させていく方針。
- ・ 各取引先に対する取引方針は、格付別の採算基準の充足度、当行の取引ランクを基準に設定している。
- ・ さらにデフォルト率、貸出スプレッドの実勢値から格付別の必要保全率ガイドラインを逆算設定している。

・リスク集中の牽制・改善

- ・ 格付が中位以下で与信額が大きい取引先グループ、および金融業などリスクの高くなっている業種などは、融資部の所管とし密度の高い管理を行っている。
- ・ また、与信リミット制度を導入し、与信の集中を回避していく。

二．経営への報告

- ・与信ポートフォリオの状況等は、リスク統括委員会の審議を経て経営会議へ月次で報告。
- ・また、執行役員会、定時取締役会へも月次で報告を行っている。

(4) 資産内容

イ. 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項の措置後の財務内容

(図表13) 法第3条第2項の措置後の財務内容

	11/3月末見込み (億円)	保全部分を除いた分の引当方針および具体的な目標計数
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,300	担保・保証を除く部分について、これまでの引当金も含め個別引当金にて引当し、100%の保全とする予定
危険債権	4,800	担保・保証にて保全されている部分を除き、70%程度の個別引当を実施する予定
要管理債権	1,500	担保・保証にて保全されている部分を除き、15%程度の引当を実施する予定
正常債権	208,500	

ロ. 全銀協統一開示基準

(図表14) リスク管理債権情報(注1)

(単位: 億円、%)

	10/3月末 実績	10/9月末 実績	11/3月末 見込み
破綻先債権額(A)	3,104	991	1,000
会計上の変更により減少した額(注2)	-	1,470	1,900
延滞債権額(B)	5,269	2,454	900
会計上の変更により減少した額(注2)	-	2,700	1,800
3か月以上延滞債権額(C)	1,507	1,829	1,400
貸出条件緩和債権額(D)	2,334	4,267	1,100
金利減免債権	2,128	4,112	805
金利支払猶予債権	1	17	15
経営支援先に対する債権	0	0	0
元本返済猶予債権	10	28	25
その他	195	110	255
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	12,216	9,541	4,400
比率(E)/総貸出	6.0%	4.7%	2.2%
個別貸倒引当金(F)	7,142	2,351	1,700
引当率(F)/(E)	58.5%	24.6%	38.6%

10/3月末実績は部分直接償却前の計数

(注1) 全銀協の「有価証券報告書における「リスク管理債権情報」の開示について」(平成10年3月24日付、平10調々第43号)の定義に従うものとし、貸出条件緩和債権について複数の項目に該当するものについては最も適当と判断した項目に計上すること。

(注2) 会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分。

(5)償却・引当方針

イ．従来の償却・引当方針

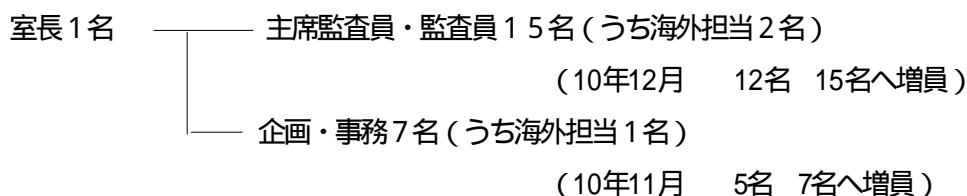
(イ) 基本的考え方

- a．中間を含む年2回の決算期毎（基準日6月末日・12月末日）に資産自己査定を実施し、その分類結果に基づいて資産の健全性を検討・分析し、回収の危険性及び価値の毀損の度合いに応じて必要な償却・引当を実施する。
- b．償却・引当に関しては、日本公認会計士協会発出の「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に準拠し、具体的には当行策定の「資産自己査定による償却・引当規程」に基づき実施する。

(ロ) 体制

- a．資産自己査定の企画・運営部署
融資企画部資産監査室

- b．資産監査室の組織



* 平成10年11月に企画・事務担当を2名増員、平成10年12月には、専任監査員を3名増員し、従来、一部の監査員が検査部員の兼務であった体制を改め、全監査員を専任監査員とすることにより、監査体制の強化を図った。

- c．資産監査室の監査体制

- ・自己査定的前提となる信用格付監査の実施
信用格付と債務者区分を原則リンクさせており、監査員の臨店指導時・自己査定時に、営業店の信用格付設定内容について、監査を実施。
- ・貸出関連資産の自己査定監査
営業店の自己査定に対し、営業店支店長との面談を中心に、年2回の監査を実施。
- ・自己査定に基づく償却のチェック
自己査定結果並びに時点修正による償却の実施についてのチェックを実行。

(ハ) 引当率等の算定方法等

- ・自己査定における分類区分毎の債権を対象債権とし、平成7年10月の大蔵省検査における各々の分類債権を分母に、平成7年度下期以降、直近期の決算の間に毀損した額（貸倒償却、貸倒引当計上、債権売却損）を分子とし、その割合を単年度に割り返した数値を貸倒実績率とし、対象債権に乗じた額を一般貸倒引当金として計上した。

ロ．公的資金による株式等の引受け等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

(イ) 基本的考え方

- a．日本公認会計士協会発出の「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に準拠し、また「信用リスク検査用マニュアル」の償却・引当基準についても考慮しつつ、債務者区分毎・分類区分毎・債権保全状況毎等の予想損失率を算定のうえ、各区分毎の債権額に予想損失率を乗じた予想損失額を貸倒引当金として計上する。

具体的には、担保・保証で保全されていない要管理先債権について15%程度の引当率とし、破綻懸念先のうち 分類部分については、個別債権毎に担保等による保全の状況などを勘案のうえ、70%程度の引当率とするなど、各区分毎に引当率を算定すべく検討している。また、その他の要注意先債権については、その平均残存期間を勘案して算出された適正な貸倒実績率等による引当を検討している。
- b．不良債権の最終処理の一層の促進のため、バルクセールによる債権売却や共同債権買取機構への債権持ち込みなど、不良債権のオフバランス化を積極的に実行する。

なお、債権放棄については、取引先の経営再建につながることで残存債権の回収がより確実となるなど経済合理性を有する場合であり、かつ、当該企業の経営責任の明確化を行ったうえでの対応としている。

(ロ) 体制の強化

- a．自己査定体制の強化～一層正確な資産内容の査定と適正な償却・引当の実行のために
 - (a) 監査体制の強化

平成10年12月、専任監査員15名(12～15名)体制とし、監査員の質の向上とともに監査体制の強化を図っている。(従来、専任監査員12名+検査部員応援(自己査定時))
 - (b) 自己査定・分類マニュアルの改訂

平成10年12月、債務者区分と信用格付の整合性の向上、債務者区分認定基準の明確化、査定基準の整備等を実施。
 - (c) 審査役の関与強化

営業店自己査定の第二次査定者としての役割を明確化し、営業店指導を強化。
 - (d) 資産監査室の監査強化

査定・償却監査のルールを策定し、厳正な運用を行う。
- b．融資管理部処理対応チームの組成

バルクセールによる債権売却や共同債権買取機構への債権持ち込みなどの強化の為、スタッフの専任化・要員補充・他部応援など平成10年12月に融資管理部に15名の処理対応チームを組成し、短期集中的な処理を促進する体制とした。

(八) 11年3月期不良債権処理損失額(見込)

(単位:億円)

10年上期	1,581
10年下期	約4,000
11年3月期合計	約5,600

(注)金額には一般貸倒引当金繰入を含む。

(図表15) 不良債権処理状況

(単位:億円)

	9年3月期 実績	10年3月期 実績	11年3月期 見込み
不良債権処理額	2,394	6,313	9,000
個別貸倒引当金取崩額	773	2,321	3,700
不良債権処理損失額 (一般貸倒引当金繰入含み)	1,620 (1,611)	3,992 (4,177)	5,300 (5,600)
貸出金償却	81	196	100
個別貸倒引当金繰入額	373	2,911	1,800
CCPC向け債権売却損	167	91	200
協定銀行等への資産売却損(注)	-	-	-
その他債権売却損	23	100	700
その他	974	692	2,500

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

- ・11年3月期のグロスの不良債権処理額は9,000億円程度の見込み。
これに個別貸倒引当金取崩3,700億円を差し引いたネットの不良債権処理損失額は5,300億円程度の見込み。
さらに一般貸倒引当金繰入300億円も含めた不良債権処理損失額は5,600億円程度の見込み。
- ・不良債権処理の内訳としては、個別貸倒引当金繰入1,800億円、及びその他2,500億円に含まれる債権放棄等が主たるもの。

(図表16) 不良債権処理原資

(単位:億円)

	9年3月期 実績	10年3月期 実績	11年3月期 見込み
業務純益 (一般貸倒引当金繰入除き)	1,618 (1,609)	1,729 (1,915)	1,400 (1,700)
国債等債券関係損益	306	718	400
株式等損益	489	1,550	600
不動産処分損益	20	541	10
内部留保利益	-	-	-
その他	-	172	3,400
合計	2,128	3,994	5,410

11年3月期の不良債権処理原資としては、業務純益1,400億円(一般貸倒引当金繰入300億円を除くと1,700億円)、株式売却益等の株式損益600億円、及びその他3,400億円に含まれる税効果額等からなる。

八．管理部等における管理・回収方策

融資管理部における不良債権の実回収、オフバランスの促進

(イ) 融資管理センターの設置

- a. 従来、不良債権の回収、オフバランスについては、専門部である融資管理部が営業店をサポートする体制としていた。
- b. 平成10年5月の組織改編において、融資管理部のもとに不良債権回収専門部門として融資管理センターを14ヶ所設置(人員113名)。不良債権の対顧客折衝・回収業務を営業店から切り離し、直接管理先として集中管理を行い、短期的・集中的な回収を可能とする時限性のある体制の構築、整備を行った。
 - ・ 融資管理センター…中部地区3ヶ所
東京地区7ヶ所
関西地区4ヶ所
- c. なお、効率化の観点から従来通り営業店管理とする先が一部地域に残るが、直接管理体制の早期確立に努めている。

二．行内格付けごとの償却・引当の目途

(イ) 現状

- ・平成9年4月信用格付制度導入後、信用格付毎の貸倒実績データを十分に蓄積しておらず、10年3月期・9月期は、下記取扱による貸倒実績率を使用して貸倒引当金を計上した。
- ・自己査定における分類区分毎の債権を対象債権とし、平成7年10月の大蔵省検査における各々の分類債権を分母に、平成7年度下期以降、直近期の決算の間に毀損した額(貸倒償却、貸倒引当計上、債権売却損)を分子とし、その割合を単年度に割り返した数値を貸倒実績率とし、対象債権に乗じた額を一般貸倒引当金として計上した。

(ロ) 今後の方向

- ・信用格付ごとの十分な貸倒実績データを蓄積し、正常先から破綻先までの債務者区分と信用格付の関係に十分な整合性を持たせたうえで、債務者区分毎、分類区分毎、担保の有無など、貸倒発生の度合いに応じた実績率を算定し、償却・引当に反映させる予定。

(図表17) 過去1年間の倒産先 (単位: 件数、億円)

倒産1年前の 行内格付け	件数	金額
1	0	0
2	0	0
3	0	0
4	0	0
5	2	7
6	5	9
7	27	139
8	36	747
9	50	315
10	43	610
11	25	371
12	11	178
合 計	199	2,376

(注) 小口(与信額50百万円未満)は除く。

*平成9年10月~10年9月の倒産先

(6)含み損益の状況

(図表18)含み損益総括表

(単位：億円)

	10/3月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券	33,530	36,071	2,540	4,846	2,305
債券	8,541	8,655	114	115	1
株式	23,325	25,826	2,500	4,701	2,200
その他	1,663	1,589	73	29	103
金銭の信託	2,785	2,797	12	14	1
再評価差額金(注1)	1,995	1,995	1,450	1,575	125
不動産含み損益(注1)	-	-	-	-	-
その他資産の含み損益(注2)			243		

(注1)「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用の土地の再評価を実施した場合は再評価差額金を記入し、それ以外については不動産含み損益を記入のこと。

(注2)デリバティブ取引、債務保証等の偶発債務に係る損益を含む。本項目の取扱いについて主務省令で定める基準による。なお、それ以外の方法で算出した場合はその方法を明記すること。

(単位：億円)

	10/9月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券	35,409	34,254	1,154	2,606	3,761
債券	8,347	8,728	381	381	0
株式	24,059	22,741	1,317	2,179	3,497
その他	3,002	2,784	218	44	262
金銭の信託	2,564	2,550	13	13	26
再評価差額金	2,088	2,088	1,448	1,573	125
不動産含み損益	-	-	-	-	-
その他資産の含み損益			323		

10年9月末現在の有価証券評価損は1,154億円となっているが(損失計上すれば資本勘定への影響は約600億円)、11年3月期約300億円、12年3月期300億円、13年3月期540億円の処理を行う計画であり、時価会計が導入される14年3月期までに含み損を全額解消していく方針。

(7)金融派生商品等取引動向

(図表19) オフバランス取引総括表

(単位:億円)

	契約金額・想定元本		信用リスク相当額(与信相当額)	
	10/3月末	10/9月末	10/3月末	10/9月末
金融先物取引	245,734	212,972	0	0
金利スワップ	501,745	587,913	6,707	9,046
通貨スワップ	9,799	10,139	1,241	1,343
先物外国為替取引	156,786	141,837	5,892	3,842
金利オプションの買い	27,585	37,668	274	311
通貨オプションの買い	31,673	18,254	960	633
その他の金融派生商品	67,560	69,762	181	265
ネティング控除前合計	1,040,882	1,078,545	15,255	15,440
一括ネティング契約による与信相当額削除効果			6,872	7,736
合計	1,040,882	1,078,545	8,383	7,704

(注) BIS自己資本比率基準ベースに取引所取引、原契約2週間以内の取引を加えたもの。

(図表20) 信用力別構成(10/9月末時点)

(単位:億円)

	格付BBB/Baa以上に相当する信用力を有する取引先	格付BB/Ba以下に相当する信用力を有する取引先	その他(注)	合計
信用リスク相当額(与信相当額)	9,033	2,848	0	11,882
信用コスト	4	15	0	19
信用リスク量	11	162	0	173

(注) 1. 信用リスク相当額は当行カレント方式によるもの。

2. 外貨の円貨換算は月末東京仲値を使用。

3. 以下の取引については、現状信用コスト、信用リスク量を算定していないため、図表20には算入していない。

ニューヨーク支店、ロンドン支店、シンガポール支店、香港支店(直轄店)以外の海外店のスワップ、フロアー、FRA。

海外店における通貨オプション及びスワップション。

4. 当行の12段階の信用格付で格付5以上をBBB/Baa以上、格付6以下をBB/Ba以下と位置付けている。

5. 個人についても「その他」ではなく、格付に従いBB/Ba以下に計上している。